

## 犬山市地域資源回収団体奨励金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、循環型社会の形成を図るとともに、ごみの減量及び資源の再利用への市民の意識を高めることを目的として、各種団体が自主的に実施している廃品回収活動（以下「資源回収活動」という。）に対し交付する犬山市地域資源回収団体奨励金（以下「奨励金」という。）に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象団体)

第2条 奨励金の交付対象団体は、市内で資源回収活動を行う次に掲げる団体とする。

- (1) 町内会、子供会及び老人クラブ
- (2) 小中学校PTA、生徒会等の学校関係団体
- (3) その他前条の目的に資すると認められる団体

### (団体の登録等)

第3条 奨励金の交付を受けようとする団体は、年度ごとにあらかじめ地域資源回収団体登録申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請をした団体（以下「登録団体」という。）は、その名称又は代表者を変更した場合は、地域資源回収団体登録変更届（様式第2）を市長に提出しなければならない。

### (交付条件)

第4条 市長は、奨励金の交付に当たっては、次の条件を付すものとする。

- (1) 登録団体の構成員が、自ら資源回収活動を実施すること。
- (2) 資源回収活動を前条第1項の申請をした日の属する年度内において着手し、及び完了すること。

### (奨励金の額)

第5条 奨励金は、次の各号に掲げる品目を回収した場合に交付するものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

(1)古紙類（新聞紙、雑誌及び段ボールをいう。） 1kgにつき6円（1kg未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）

(2)布類 1kgにつき6円（1kg未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）

2 市長は、前項の奨励金に加えて、一の年度内に4回以上の資源回収活動を実施した団体に対し、一の年度につき10,000円を交付する。

（交付申請）

第6条 登録団体は、資源回収活動を行ったときは、地域資源回収団体奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第3）に資源回収業者が作成した買上げ伝票を添えて、市長に提出するものとする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付を決定し、地域資源回収団体奨励金交付決定通知書（様式第4）により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた登録団体は、地域資源回収団体奨励金交付請求書（様式第5）を当該通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月の末日までに、市長に提出しなければならない。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月25日から施行する。